

訪問看護医療DX情報活用について

・医療DX情報活用とは、居宅同意取得型のオンライン資格確認システムを使用し、訪問時に利用者の診療情報・薬剤情報などを取得・活用し、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い看護を提供した場合について評価される項目です。当事業所では、以下の要件を満たしており、質の高い訪問看護の提供に関し、オンラインでの資格確認、医療情報の活用に努めます。

1) 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（令和4年厚生省第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っている。

2) 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有している。

3) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、WEB（ホームページ）及び訪問看護ステーション内にて掲示している。

・当該事業所においては、令和6年6月の診療報酬および介護報酬改定に伴い、オンライン請求の体制を構築しています。また、居宅において、マイナ保険証カードからオンライン資格確認を行う体制を準備しています。資格確認の際は、事前に資格確認の同意を前提とし、診療情報や薬剤情報などを取得します。

・当該事業所従業員が、オンラインを利用し取得した情報を、訪問計画などに反映し、より良い支援が実施できるよう体制を整えています。

・当該事業所では、タブレット端末での電子カルテにて情報の管理を行っています。また、資格情報取得にかかる専用端末機も有しており、その場での情報取得及び共有が十分に活用できる体制を有しています。

・医療DXの推進、体制に関する事項及び、質の高い訪問看護が実施されるため、情報の取得、活用に関して、事業所内およびホームページにて掲示しています。

